

度 会 町 長 殿

届出人 住 所 三重県度会郡度会町棚橋 1234
氏 名 山田 太郎 印
電話番号 0596-00-0000

地方税法第9条の2第1項の規定による、被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者、また、地方税法第343条第2項の規定による固定資産を現に所有する者の代表者として、下記のとおり届け出ます。

なお、代表者の指定（変更）については相続人全員の同意を得ておりますので、この届出による当事者間の問題が発生しても市には一切関係ありませんので申し添えます。

1 相続人全員（現所有者）

氏 名	被相続人との続柄	住 所
山田 花子	妻	三重県度会郡度会町棚橋 1234
山田 太郎	長男	同上
山田 次郎	次男	同上

2 現所有者・相続人代表者（納税通知書等受取人）

氏 名	生年月日	住 所
山田 太郎 印	〇〇〇年〇月〇日	同上
個 人 番 号	電 話 番 号	
12345678	0596-00-0000	

3 被相続人（死亡された方）

氏 名	死 亡 年 月 日
山田 太郎平 (生年月日：昭和20年1月1日)	平成〇〇年〇月〇日

※代表者変更の場合のみ記入してください。

■法人の場合…相続人を法人役員等、被相続人を法人に読み替えてください。

4 変更前の代表者

氏 名	住 所	電 話 番 号
山田 次郎平 印	同上	同上

■この届出に関しては、相続人全員で協議を済ませられてから提出してください。

【地方税法抜粋】

第9条の2第1項

納税者又は特別徴収義務者においては、相続があった場合において、その相続人が2人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。

第343条第1項

固定資産税は、固定資産の所有者に課する。

第343条第2項

前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。